

《 論 説 》

アメリカ著作権法における
共同著作物に関する一考察

安藤 和宏

- | | |
|------------------------|---------------------|
| I. はじめに | IV. 日本法への若干の示唆 |
| II. 共同著作物の概念 | 1. 共有著作権に関する日本法の規律 |
| 1. 共同著作物の要件 | 2. 「正当な理由」に関する判例と学説 |
| 2. アイデアの提供者は共同著作者になれるか | 3. 「正当な理由」の解釈のあり方 |
| 3. 共同著作物の法律効果 | V. むすびに代えて |
| III. 主要な裁判例 | |

I. はじめに

他人の助言や援助を受けず、完全に一人の力で著作物を作成することは、それほど多くない。著作者名義が一人である作品でも、たいていは誰かの協力を得ているものである。たとえば、出版の世界では、作家は編集者のアイデアやアドバイスを参考にして小説やエッセイを執筆する。音楽の世界では、作詞家や作曲家はディレクターやプロデューサーの要望に応じてクオリティーを高め、演劇の世界では、脚本家は舞台監督や出演者の提案や表現を取り入れながら脚本を完成させる。

このように、主たる創作者と従たる寄与者の協力によって、一つの作品が完成する場合、その作品の著作者は誰なのか、そしてその権利は誰に帰属するのかという問題がしばしば発生する。完成した作品に対して、唯一の著作者を主張する主たる創作者と、共同著作者を主張する従たる寄与者が、著作者の地位をめぐる争いなのである。契約で当事者の権利関係を決めていれば、争いは起きにくいだろう。しかし、実務上、契約を交わさないで作品が作成されるケースは決して少なくない。さらに作品が完成してみないと、お互いの貢献度が分

からないため、事前の取決めが困難であるという問題もある。

作品の権利者の確定に困難を強いられるようであれば、安心して創作活動を行ったり、ビジネスを進めたりすることができない。したがって、作品が共同著作物として認められる要件やその判断基準を明確にする必要がある。本稿はこのような問題意識に立ち、アメリカ著作権法における共同著作物の概念、要件、法律効果等を詳細に分析・考察し、日本法への若干の示唆を行うものである。次章では、アメリカ法における共同著作物の概念について解説しよう。

II. 共同著作物の概念

1. 共同著作物の要件

アメリカ著作権法は、共同著作物を「二人以上の著作者が、自分の寄与を分離不可能な (inseparable)、あるいは相互に依存する (interdependent) 部分から構成される単一物に統合する意図を持って作成した作品」と定義している⁽¹⁾。この定義により、共同著作物の要件は、(1) 各人の寄与が分離不可能なこと(分離利用不可能性)、または相互依存していること(相互依存性)、(2) 各人が共同著作物を作成する意図を持っていること、に分けることができる。

第一の要件の内、分離利用不可能性は、まさしく共同著作物の本質を表しているものである。各人の寄与を分離して利用できるのであれば、定期刊行物や選集、百科事典のような集合著作物として、あるいは歌詞と楽曲、小説と挿絵のような結合著作物として扱えばよいのであって、わざわざ共同著作物というカテゴリーを設ける必要はない。各人の寄与を分離して利用できないからこそ、各人に共同著作者としての地位を与え、著作権の共有を認めるのである。

しかし、アメリカ著作権法は共同著作物の範囲をさらに広げている。すなわち、各人の寄与を分離して利用できる著作物であっても、それぞれに相互依存性が認められる場合は、共同著作物になるとしているのである。代表的な例は、映画やオペラ、歌詞と楽曲である⁽²⁾。多くの先進国では、分離利用が可能

(1) 17 U.S.C. § 101.

な作品は共同著作物として扱っておらず、アメリカの法制度は稀有なものといえよう。下院報告書には、なぜ相互依存性がある作品を共同著作物の対象に含めたかについて言及していないが、以下の3つの理由が考えられる。

第一に、各人の寄与を分離して利用できるといっても、一つの作品の創作という共通目的を持って作成されたものであり、寄与部分が一体となつてこそ経済的な利用価値が十分に発揮される。たとえば、音楽作品の場合、歌詞と楽曲は別々に分離して利用することができるが(詩集やインスト等)、その利用態様はかなり限定される。歌詞と楽曲が合わさつて一つの音楽作品になつてこそ、その作品が持つ経済的価値が最大限に発揮される。そして、各人が自由に音楽作品を利用したり、ライセンスできたりする方が、経済的効用の最適化を図ることができる。これは、著作物の利用を促進するという著作権法の目的にも適うものである。

第二に、各人の寄与を分離して利用できる場合でも、完成した作品は全体として分割できないものとみなすという暗黙の了解の下に、各人の寄与は行われたということがいえる⁽³⁾。たとえば、作詞家Aと作曲家Bが音楽作品を作成することに合意し、二人の協力の結果、作品が完成したとしよう。AとBは完成した音楽作品について、それぞれ分割されない権利を保有できると思うのは当然である。詩集やインストなどに利用されると、AとBはその収益を均等に分け合うことになるが、相手の寄与なしには作品は生まれなかったという

(2) H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. 120 (1976). しかしながら、既存の小説や脚本、音楽を新たに製作する映画に利用する場合、これらは共同著作物にならない。そして映画の著作物は二次的著作物という取扱いを受ける。あくまでも、映画製作のためにオリジナルの小説、脚本、音楽が創作される場合に、これらは共同著作物として取り扱われるということである。但し、アメリカ著作権法では職務著作物を「(1) 従業員がその職務の範囲内で作成する著作物、(2) 集合著作物の寄与物、映画その他の視聴覚著作物の一部分、翻訳、補足的著作物、編集著作物、教科書、試験問題、試験の解答資料または地図帳として使用するために、特に注文または委託を受けた著作物であつて、当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意したもの」(101条)と定義しているため、実務上、映画製作のために作成される小説、脚本、音楽は、職務著作物として取り扱われていることが多い。

(3) 3 Melville B. Nimmer & David Nimmer, Nimmer on Copyright § 6.02 (2006).

認識が双方にあるため、問題が生じることはないのである⁽⁴⁾。

第三に、共有者による共同著作物の権利行使を制限したければ、契約によって、これを実現できる。共有者は一つの作品の創作という共通目的を持っているので、創作時には意思の統一が図りやすい。たとえば、作詞家 A と作曲家 B が作った音楽作品の権利行使には、必ず A と B の合意を必要とするとか、あるいは A が共有者を代表して権利行使するというように、契約によって権利行使のルールを定めることができる。

共同著作物と評価されるための第二の要件は、各人が共同著作物を作成する意図を持っていることである。ただし、この要件が満たされているかどうかの判断は、厳格な基準をもって行われている。すなわち、後述する *Childress* 判決⁽⁵⁾によって、各人が共同で創作する意思があるというだけでは足りず、各人は他の寄与者から共同著作者として認められていなければならないとされている。しかし、この判断基準は条文からは直接導き出すことができない。なぜ、このような判断基準が裁判所によって採用されているのかについては、次の章で詳しく説明する。

共同著作物とされるためには、共有者が創作時に共同著作物を作成する意図を持っていなければならない。つまり、作品の創作時にそのような意図があったかが問われるのである。たとえば、作家が詩 (poem) を創作し、出版物として発行した後で、作曲家によって楽曲がつけられた場合、完成した音楽作品は共同著作物とはならない。また、研究者 A と B が共同で作成した論文 X を発表した後、B が補筆・改訂して論文 Y として公表した場合、Y は X の二次的著作物として扱われる⁽⁶⁾。

(4) 日本では、歌詞と楽曲は結合著作物として扱われるため、歌詞と楽曲の著作権は別々に働く。しかし、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、詩集のような歌詞だけの使用や、カラオケ・レコードのような楽曲だけの使用の場合でも、著作権使用料を両方の権利者に均等に分配している。

(5) *Childress v. Taylor*, 945 F.2d 500 (2d Cir. 1991).

(6) *Weissman v. Freeman*, 868 F.2d 1313 (2d Cir. 1989).

この意図の要件は、共有者が相互に相手を知っていることを要求しない。一度も会ったことがない者同士でも、共同著作物を作成する意図があれば、共同著作物として成立する。たとえば、音楽の世界では、一度も面識がない作詞家と作曲家がプロデューサーやディレクターを介して、音楽作品を完成することが少なくない。音楽作品の作成方法としては、曲先（きょくせん）といって、作曲家がまずメロディーを作り、それに合せて作詞家が歌詞をつけるのが一般的であり、優秀なプロデューサーやディレクターが介在すれば、作家同士が直接話し合わなくても、質の高い音楽作品を生み出すことは十分に可能である。

意図の要件は、共同著作物の要件の中心をなすものであり、主たる創作者と従たる寄与者が共同して作品を作成する場合、特に問題となる。主たる創作者と従たる寄与者の認識が必ずしも一致しているとは限らないし、ましてや作品が大成功を取めれば、従たる寄与者にも欲が出てくるものである。そこで、次章で解説する裁判例のように、裁判所は主たる創作者が従たる寄与者を共同著作物として認めていたかという判断に、腐心することになるのである。

2. アイデアの提供者は共同著作物になれるか

著作権法の共同著作物の定義から導き出せるのは、以上の2つの要件だけであるが、実は、多くの裁判所は「各人の寄与はオリジナルの創作的表現でなければならない」という第三の要件を課している。この要件により、アイデアや事実の提供のように、創作的表現ではない寄与がなされただけでは、共同著作物の成立が否定される。第9巡回区連邦控訴裁判所は、この要件について「著作者となるためには、単に指示したり、アイデアを提供するだけでは足りない。アイデアを著作権の保護が与えられる固定された有形の表現に変えなくてはならない」と説明している⁽⁷⁾。

Nimmer 教授はこの通説・判例に強く反対し、上記の要件は不要であると主張している。その理由として、(1) 著作権法の共同著作物の定義が創作的表

(7) S.O.S., Inc. v. Payday Inc., 886 F.2d 1081, 1087 (9th Cir. 1989).

現の寄与をその要件にしていないうこと、(2) 立法経緯を見ても、連邦議会は共同著作者とする意図が試金石になるとしているだけで、各人の寄与が創作的表現でなければならないとは言っていないこと、を挙げている⁽⁸⁾。また、創造性の促進という著作権法の目的は、著作権保護を作品の骨格となるアイデアの提供者とプロジェクトを具体化した者の双方に与えられてこそ、よりよく達成できると主張する⁽⁹⁾。

これに対して Goldstein 教授は、Nimmer 教授の説が著作権法の基本法理であるアイデアと表現の二分法に反していると批判する⁽¹⁰⁾。そして、アイデアや事実の提供者は、著作者と契約を結ぶことによって自分たちの権利を守ることができるため、彼らの利益の保護は著作権法ではなく、契約に任せた方が適当であると主張する。つまり、各人の寄与が創作的表現でなくても、契約によって作品の著作権を共有することができるのだから、あえて、アイデアと表現の二分法に反するアプローチを取る必要はないというのである⁽¹¹⁾。

この両者の説の対立は、長い間、Goldstein 教授の説に軍配が上がっていたが、2004年に第7巡回区連邦控訴裁判所で Posner 判事がコミック・ブック「Spawn」のキャラクターの著作権をめぐる *Gaiman* 訴訟において、Nimmer 教授の説を採用するに至って、状況が変わってくる。この実に興味深い訴訟については、次章で詳しく解説しよう。

3. 共同著作物の法律効果⁽¹²⁾

共同著作物の著作者は、その著作権を共有する⁽¹³⁾。アメリカでは、tenants-

(8) Nimmer, *supra* note 3, § 6. 07.

(9) *Id.*

(10) Paul Goldstein, *Copyright: Principles, Law, and Practice* § 4. 1.1. 1 (2d ed. Supp. 2004).

(11) *Childress* 控訴審判決は、「当裁判所は判例法と同じように、Goldstein 教授の見解を支持するものである。この見解は、著作権法と契約法の領域において、適切な均衡が取れているものである。契約がない場合、著作権は著作物性のあるものを創作した者に帰属する。著作物の創作を熟練した作家に依頼した者は、完成した作品の著作権の一部を受け取ることを条件として、自分が保有する著作物性がない資料を作家に提供するという契約を交わすことができるのである」と判示する。*Childress*, 945 F.2d at 507.

in-common（共同土地保有者）の法理により、著作権の共有者は、複数の者が作品全体について分割されない独立の権利を保有しているため、自分で共同著作物を利用することもできるし、第三者に対して単独で非独占的ライセンスを行うこともできる⁽¹⁴⁾。共有者は、他の共有者の承諾を得ることなく、自己の持分を他人に譲渡することもできる⁽¹⁵⁾。ただし、共有者は、単独で作品のすべての著作権の移転や独占的ライセンスをすることができない。他の共有者の権利行使を妨げるからである。

ここで注意したいのは、著作権の共有は、複数の著作者が共同著作物を創作した場合だけでなく、相続や譲渡などにより複数人が持分を有することによっても生じるということである。たとえば、一人で小説を書き、完成後、その著作権のうちの1/2を他人に譲渡したり、著作者の死亡後、妻と子にその著作権が相続されたりすると、著作権の共有が生じることになる。そして、このような事後的な発生原因による著作権の共有についても、上記のルールが適用される。

この法理の下では、各人の寄与を分離して利用できる共同著作物の場合でも、他人の寄与を自己利用したり、第三者にライセンスしたりすることができる。たとえば、作詞家Aと作曲家Bが共同で音楽作品を作成したとしよう。歌詞を創作したAは、自分で着メロ（曲のみの利用）を配信することができるし、楽曲を担当したBは第三者に対して、歌詞を掲載した詩集（詩のみの利用）のライセンスをすることができる⁽¹⁶⁾。

作品を自己利用し、または第三者にライセンスを行った共有者は、他の共有

(12) アメリカ著作権法の共有著作権制度は、村上画里「共有著作権行使に関する考察—アメリカ法から得られる権利行使円滑化の手掛かり—」阪大法学57巻5号（2008年）771頁以下に詳しく解説されている。

(13) 17 U.S.C. § 201 (a) .

(14) H.R. Rep. No. 94-1476, 94th Cong., 2d Sess. 121 (1976). アメリカ法は日本と異なり、共有著作権の持分譲渡や共同著作物の利用許諾に関して、まったく規定を設けておらず、問題の解決は判例法に委ねられている。

(15) Nimmer, *supra* note 3, § 6. 11.

者に持分比率に応じて収益を分配する義務を負う⁽¹⁷⁾。これは、枯渇理論 (depletion theory) と呼ばれる法理によって正当化されている⁽¹⁸⁾。共有者の一人があるメディアで作品を利用すると、他の共有者は同じメディアでその作品を利用することが困難となる (同一メディアでの作品の利用価値が枯渇する)。たとえば、A と B が共同で創作した小説 X を A が出版した後、B が同じ小説 X を出版し、利益をあげることは容易ではない。そのため、法は A に B の持分比率に応じた収益の支払義務を負わせることによって、共有者間の公平性を確保するのである。

この枯渇理論は、共有者間の利用競争を避けることができるという利点もある。持分比率に応じた収益の分配義務がないとすると、共有者は作品の利用によって最大限の収益をあげようとして、共有者間で作品の利用やライセンスの競争が始まる。拙速な利用開発は作品の持つ経済的価値の発揮を妨げるだけでなく、不完全な形で公衆への提示につながるため、文化的所産である著作物を享受するという公衆の利益を害する結果になりかねない。判例法は、このような事態を避けるために、枯渇理論を用いて、作品を自己利用したり、第三者にライセンスを行う共有者に対して、他の共有者に持分比率に応じて収益を分配する義務を負わせることとしたのである。

ここで、具体例を用いて、どのようにこの法理が運用されているかを見てみよう。たとえば、作詞家 A と作曲家 B が共同で創作した楽曲があったとしよう。A は B の許諾を得ることなく、自分でこの楽曲を録音したり、演奏することができる。また、B は A の許諾を得ることなく、アーティスト C にこの

(16) F. Jay Dougherty, *Not A Spike Lee Joint? Issues in the Authorship of Motion Pictures Under U.S. Copyright Law*, 49 UCLA L. REV. 225, 254 (2001)。ただし、Spyke 教授は寄与を行った共有者にとって不公平な結果になると批判している。See Nancy Perkins Spyke, *The Joint Work Dilemma: The Separately Copyrightable Contribution Requirement and Co-Ownership Principle*, 11 U. MIAMI ENT. & SPORTS L. REV. 31 (1993)。確かに、まったく創作に関与していない他人の寄与だけを利用したり、ライセンスできるとする法制度は、その正当性が見出し難いといえよう。

(17) See *Oddo v. Ries*, 743 F.2d 630 (9th Cir. 1984)。

(18) Nimmer, *supra* note 3, § 6. 12.

楽曲の録音や演奏の非独占的ライセンスを行うことができる。ただし、どちらの場合も相手の共有者に持分比率に応じて収益を分配しなければならない。BがアーティストCからライセンスの対価として1,000ドルを受領したら、Aに500ドルを支払わなければならないのである。

共有者の持分比率は、当事者の取決めがない場合、均等に分けられる。これは、各人の寄与が明らかに均等ではないと認められる場合でも、適用されるルールである⁽¹⁹⁾。したがって、共有者が2人いる場合は1/2ずつ、3人いる場合は1/3ずつとなる。注意すべきは、音楽作品を共同で作成するケースである。たとえば、作詞家Aが歌詞を担当し、作曲家BとCが楽曲を担当し、持分比率に関して何の取決めもしなかったとしよう。日本の場合、音楽作品の印税は作詞家Aが50%、作曲家BとCが25%ずつ分け合うのが原則であるが、アメリカではA、B、Cとも1/3ずつ印税を分け合うことになる。最近では、日本とアメリカのアーティストが音楽作品を共作することが多いが、このように共同著作物の持分比率のルールが異なるので、注意が必要である⁽²⁰⁾。

次に、共同著作物の法律効果の特徴として挙げなければならないのは、保護期間の取扱いである。共同著作物の著作権存続期間は、共同著作者の内、最終生存者の死後70年を経過する時点で終了する⁽²¹⁾。たとえば、先の例でいうと、作詞家Aが1990年4月1日に亡くなり、作曲家Bが2000年5月1日に亡くなったとすると、二人で創作した音楽作品の著作権は、Bの死後70年を経過する

(19) *Id.* § 6.08.

(20) 日本法では、複数の者が共同して著作権を有する場合は準共有となり、民法の共有の規定が準用される(民法264条)。そして、アメリカ法と同様、共有者の意思が不明な場合、民法250条により、各共有者の持分は均等であると推定される。しかし、裁判所は証拠に基づき、各人の寄与度の割合に応じてその持分を決定できるとされている。したがって、共有者がどのように作品に対して寄与を行ったかという証拠が明らかでない場合は、主たる創作者と従たる寄与者の持分比率がある程度、合理的に算定される。実際、東京地判平成9年3月31日判時1606号118頁〔在宅アドバイス事件〕では、裁判所は共有者の寄与度を考慮し、著作物に応じて1:1、7:3、9:1と持分の割合を決定している。

(21) 17 U.S.C. § 302 (b).

(22) 暦年主義を採用しているため、保護期間は著作権の存続期間が満了する暦年の最終日まで存続する。17 U.S.C. § 305.

日、つまり、2070年12月31日まで存続する⁽²²⁾。

日本では、歌詞と楽曲は共同著作物ではなく、結合著作物として取り扱うため、歌詞と楽曲の著作権保護期間は別々に計算される。上記の例でいうと、歌詞の著作権の保護期間は2040年12月31日まで存続し、楽曲の著作権は2050年12月31日までである⁽²³⁾。アメリカと日本では、音楽作品の保護期間の計算方法が大きく異なるので、利用に際しては、その相違に十分留意する必要がある。

Ⅲ. 主要な裁判例

共同著作物に関する最重要判例は、*Childress v. Taylor*, 945 F.2d 500 (2d Cir. 1991) である。この訴訟では、脚本家にアイデアや資料を提供した被告が脚本の共同著作者として認められるかが争点となった。第2巡回区連邦控訴裁判所は、脚本家が被告を共同著作者として受け入れたことがないことを理由にして、これを否定した。以下、この訴訟を見てみよう。

Childress v. Taylor, 945 F.2d 500 (2d Cir. 1991)

【事案の概要】

40年以上のキャリアを持つ女優である Clarice Taylor は、伝説の黒人コメディアン、Jackie Mabley の一生をテーマにした演劇の製作を思い立ち、Mabley の友人や家族にインタビューしたり、彼女のジョークを集めたり、図書館の資料を調査したりして、Mabley に関する資料を収集した。1985年、Taylor は知人の劇作家 Alice Childress にこのプロジェクトを説明し、脚本の執筆を依頼した。翌年、Childress はこの申し出を受け入れ、脚本を完成させた。脚本執筆のために、Taylor は Childress に自分が収集した研究資料を渡し、さらに Childress の要求に応じて追加の調査を行った。

演劇の上演後、Taylor と Childress は脚本に関する契約書を締結しようとし

(23) 日本法では著作権の存続期間は創作時に始まり、著作者の死後50年を経過する日までである(著作権法51条)。また、日本法も著作権法57条により暦年主義を採用しているため、保護期間は著作権の存続期間が満了する暦年の最終日まで存続する。

たが、Childress が Taylor の提案を断ったため、二人の関係は悪化してしまう。そこで Taylor は Ben Caldwell を雇用し、Mabley をテーマにした脚本の執筆を依頼する。その際に、Taylor は Caldwell に Childress が完成させた脚本を手渡し、変更すべき箇所を伝えている。1987年、Caldwell の脚本による演劇が上演されるが、この演劇の製作に関して、Childress の名前はまったく触れられていない。

Childress は Taylor に対して、著作権侵害等を主張し、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。一審では Childress の主張が認められたため、Taylor が控訴。第2巡回区連邦控訴裁判所は、以下のように判示して、Taylor の控訴を棄却した。

【判旨】

Childress は Taylor から Mabley に関する脚本の執筆を依頼され、脚本を完成させた。Taylor は主役を演じるつもりでいたが、彼女はまたいくつかの付随的な示唆、それに演劇の上演についてのアイデアや重要ではないいくつかの表現を提供した。しかしながら、これらの Taylor の役割は、演劇の出演者や監督、プロデューサーが行う有益な助言の域を出たものであるという証拠はない。脚本家は、そう簡単に共同著作者を受け入れるものではないのである。二人は共同著作者であるという Taylor の考えを Childress が共有していたと推察できる証拠はないということが、一審判決の主たる根拠であるが、一審の裁判官が的確に指摘したように、Childress は Taylor の代理人による共同著作者契約の交渉の試みをはっきりと拒絶し、Taylor はその拒絶を黙認しているのである。

本件は、主たる創作者 (Childress) が従たる寄与者 (Taylor) の協力を受けて、一つの作品 (脚本) を作成したという事例である。裁判所は、主たる創作者が従たる寄与者を共同著作者として受け入れていたかに焦点をあてて、共同著作物には当たらないという結論を下した。その際に、Taylor を共同著作者にするという Taylor の代理人からの提案を Childress が明確に拒絶したことが、控訴審判決の決め手の一つとなった。主たる創作者が従たる寄与者を著作権法

上、どのように認識していたのかという点が重視されることを示した好事例である。

共同著作物の要件は、条文上、「各人が共同著作物を作成する意図を持っていること」であり、主たる創作者が従たる寄与者を共同著作者として認識していることまで要求していない。したがって、Childress と Taylor が共同で脚本を作成する意図を持っていれば、この要件は満たされるはずである。しかし、控訴審はそれだけでは足りず、Childress が Taylor を共同著作者として受け入れていたことの証明がなければ、共同著作物と評価されない旨説示した。では、控訴審はなぜこのような法解釈を行ったのであろうか。

本判決の多数意見を書いた Newman 判事は、作家と編集者の例を挙げて、次のようにこの理由を説明している。「編集者は作家の書いた作品に対し、数多くの有益な修正を行い、その中のいくつかは著作物性のある創作的表現である。作家・編集者ともに、自分の寄与を分離不可能な部分から構成される単一物に統合する意図を持っている。しかし、完成された作品の半分の利益を受け取ることができる共同著作者としての地位を与えられると考える編集者はほとんどいないし、そのように考える作家はさらに少ないだろう。作家と編集者の関係や作家と研究者の関係と、共同著作者同士の関係の違いは、創作活動の参加者が自分たちを共同著作者として認識しているか否かにある」⁽²⁴⁾。

この Childress ルールは、その後、主たる創作者と従たる寄与者が共同で作品を作成するケースに適用されるようになる。これには、Newman 判事の挙げた当事者の黙示の意思だけではなく、権利の持分比率に応じた報酬の受領債権が共同著作者に発生することが大きく影響している。つまり、従たる寄与者が共同著作者と認定された場合、当事者の取決めがない限り、共有者の権利持分比率は均等に分けられ、実際の貢献度が5%であったとしても、作品が生み出す収益の50%を受領する権利が発生するということである。この結論は公平ではなく、主たる創作者にとって酷である。控訴審は両者の公正性を担保するた

(24) *Childress*, 945 F.2d at 507.

め、従たる寄与者を共同著作者として認定するためのハードルを高くしたともいえよう。

この判決の7年後、同じ第2巡回区連邦控訴裁判所でブロードウェイの大ヒット・ミュージカル「レント」の脚本を係争物にした訴訟が展開される。この事案も、*Childress* 事件同様、主たる創作者が従たる寄与者の協力を得て著作物を作成した事例である。控訴審は *Childress* ルールを適用し、主たる創作者が従たる寄与者を著作権法上、どのように認識していたかに焦点をあてて判決を下した。以下、この事件を詳しく見てみよう。

Thomson v. Larson, 147 F.3d 195 (2d Cir. 1998)

【事案の概要】

ピューリッツァー賞とトニー賞を受賞したブロードウェイ・ミュージカル「レント」は、1989年に Billy Aronson と作曲家 Jonathan Larson の共同プロジェクトとして始まったものである。1991年、二人が友好裏に別れてからは、「レント」は Larson の単独プロジェクトとして発展していった。1992年の夏、Larson の脚本は New York Theater Workshop (NYTW) の芸術監督 James Nicola に気に入られて、Larson はワークショップ版の完成を目指すことになった。Nicola は Larson に何度か脚本家を雇うように助言したが、Larson は「レント」の唯一の作家であることにこだわり続け、これを断った。

1995年5月、Larson は、NYTW がニューヨーク大学の上級劇作コースの教授である Lynn Thomson をドラマターグとして雇い入れることに合意した⁽²⁵⁾。Thomson は、ミュージカルのストーリー展開をはっきりさせる上で、Larson を補佐するために雇用された。NYTW と Thomson は契約を締結したが、完成作品の著作権については言及されなかった。1995年の夏と秋にかけて、Larson と Thomson はショーの完成を目指して、二人で作業に没頭した。Larson と NYTW の契約書では、Larson を「唯一の作家」としてクレジットすることが

(25) ドラマターグとは、演劇作品の製作に関係する一連のサービスを脚本家や舞台監督に提供する者のことである。

約束されていた。1996年1月24日に最終の衣装稽古が行われたが、その数時間後、Larson は大動脈瘤で急死してしまう。Larson 不在のまま「レント」の幕は開けられ、ショーは絶賛の嵐で迎えられた。

Thomson は、プロデューサーの助言を受けて、Larson の遺族に連絡して、ロイヤリティーの要求を行った。遺族は Larson のロイヤリティーの内、1% を贈与として支払うことを提案したが、結局、両者の交渉は決裂した。Thomson は Larson の遺族に対し、「レント」の共同著作者であること、自分の権利は誰にも譲渡、ライセンス、移転していないことを主張し、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。一審では Thomson の請求が棄却されたため、Thomson が控訴。第2巡回区連邦控訴裁判所は、以下のように判示して、Thomson の控訴を棄却した。

【判旨】

相互的意図の基準は、厳密には主観的なものではない。言い換えれば、共同著作者の意図は、当事者自身の言葉や言明された心理状態のみで決められるものではないのである。Childress 判決は、誰に権利が帰属し、誰が著作者であるかを事実上示すものに対するニュアンスに富んだ示唆を与えている。すなわち、共同製作者がクレジットや意思決定、契約を締結する権利の点から見て、自分自身をどのように見ていたのかということである。

地裁の認定によれば、Larson は「レント」に何を取り込むかについて、常に単独の意思決定権を持っていたし、そのように意図していた。また、地裁に持ち込まれたすべての脚本には「Rent, by Jonathan Larson」と明記されており、クレジットが示していることは明確である。1995年に NYTW と Larson の間で締結された契約書には、Larson を「レント」の著作者として特定しており、Thomson についての言及はない。さらに NYTW の芸術監督 James Nicola が Larson に何度か脚本家を雇うべきと助言しているが、Larson はきっぱりとこれを拒絶している。このように、地裁は Childress 判決の基準を証拠に対して正しく適用しており、Larson が共同著作を意図しなかったという地裁の認定には明白な誤りはないと判断する。

本判決は、Childress ルールの具体的な考慮ファクターとして、(1) 寄与を著作物に取り込むかどうかを決定する権利は誰に帰属しているか(意思決定権の帰属)、(2) 作品における寄与者のクレジットはどのように表記されているか(クレジット表記)、(3) 関係者の契約書は、寄与者についてどのように記しているか(関係者の契約書)を挙げている。これは、実務において、大いに示唆に富むものであろう。

第1ファクターの「意思決定権の帰属」は、共同著作者であれば、互いに意思決定権を持つものであるという前提に立っている。確かに、共同著作物を協力して作成するという意図をお互いが持っている場合、一方だけが意思決定権を持つということは考えにくい。たとえば、舞台稽古の最中、俳優が「このせりふは、“……”のようにしたらどうでしょう」と脚本家に提案した場合、通常、俳優には意思決定権がないので、採用するかしないかは脚本家次第である。このように、意思決定権の存否は考慮ファクターとして重要なものとなる。

第2ファクターの「クレジット表記」は、主たる創作者がどのように従たる寄与者を認識していたかを客観的に示すものとして、重要なものである。映画や演劇、ミュージカル、コンサート等のポスターやパンフレット、広告宣伝物に掲載するクレジットは、その後の仕事に大きな影響を及ぼすため、作品の関係者の一大関心事である。したがって、原作者や脚本家、舞台監督などのスタッフが締結する契約書には、必ずといってよいほどクレジット表記についての条項が挿入されている。Larson がすべての脚本に「Rent, by Jonathan Larson」と明記していたことは、彼が Thomson を共同著作者として認めていなかったことを客観的に示すものである⁽²⁶⁾。

第3ファクターの「関係者の契約書」は、主たる創作者がどのように従たる寄与者を認識していたかを示す有力な証拠となる。本件では、Larson は

(26) クレジット表記は、主たる創作者の意図を示す証拠としては有効だとしても、従たる寄与者の意図を示す証拠としてはあまり役に立たないことが指摘されている。See Dougherty, *supra* note 16, at 264.

NYTW との締結した契約書の中で、Larson が「唯一の作家としてのクレジットを受ける」とされていた。これはまさしく Larson が自分を唯一の著作者であり、Thomson を共同著作者として認めていなかったことを示すものである。第2ファクターと同様、契約書は著作者の相互的意図の存在を判断する証拠として大きな意味を持つ。

控訴審は上記の他に、Larson が終始、自分だけが「レント」の唯一の作家であることに固執していた事実に注目している。確かに、NYTW の芸術監督 James Nicola が幾度となく脚本家の雇用を提案したが、Larson はこれを断り続けた。Thomson と契約を結んだのは NYTW であり、しかもドラマタースとしての雇用である。作家がどのように著作者の地位を認識していたのかを示す証拠は、著作者の相互的意図の存在を判断するために有効なものであろう。

Childress 訴訟と *Larson* 訴訟はどちらも演劇の脚本が係争物であったが、その後、映画の製作に協力したコンサルタントの著作権法上の地位をめぐる訴訟が提起される。デンゼル・ワシントンが主演し、スパイク・リーが監督した映画「マルコム X」の製作に協力したジェフリ・アルマホメットが、この映画の共同著作者であると主張して、カリフォルニア州で訴訟を提起したのである。ハリウッドを擁する第9巡回区連邦控訴裁判所が下した判決は重要な判示を含んでいるので、この訴訟を見てみよう。

Aalmuhammed v. Lee, 202 F.3d 1227 (9th Cir. 2000)

【事案の概要】

スパイク・リーは映画会社のワーナー・ブラザーズと契約を締結し、デンゼル・ワシントン主演の映画「マルコム X」の共同脚本、共同プロデュース、そして監督を担当した。デンゼル・ワシントンは、マルコム X に詳しいジェフリ・アルマホメットにマルコム X を演じる上で協力してくれるように依頼した。アルマホメットはこれを承諾し、スパイク・リーとデンゼル・ワシントンのために撮影台本を見直し、多くの台本の修正を提案した。アルマホメットが行ったいくつかの提案は、本編に採用されている。

アルマホメットは出演者の演技を指導し、少なくとも2つのシーンを新たな登場人物で作り出し、ポスト・プロダクションにおいて映画の一部の編集を行っている。アルマホメットは、ワーナー・ブラザーズやスパイク・リー、スパイク・リーの製作会社の誰とも契約書を締結していなかった。アルマホメットは、本映画の共同著作者であることの確認判決等を求めて、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。一審ではアルマホメットの請求を棄却したため、アルマホメットが控訴。第9巡回区連邦控訴裁判所は以下のように判示して、アルマホメットの控訴を棄却した。

【判旨】

アルマホメットは、どんな時でも作品を監督することはなかった。作品をコントロールしたのはワーナー・ブラザーズとスパイク・リーである。どのように人を配置するかを心に描き、その場所を用意したのはアルマホメットではなく、スパイク・リーである。アルマホメットはとても有益な提案を行ったのだろうが、スパイク・リーにはそのどれも受け入れる義務はなかった。スパイク・リーがこれらの提案を受け入れない限りは、作品は少しも利益を受けることはなかったのである。アルマホメットは作品に対するコントロールを欠いており、コントロールの欠如は共同著作者ではないことの強力な証拠となるのである。

連邦憲法は、制定法上の用語である「著作者」の解釈にあたって、社会政策を確立した。憲法起草者は「学術および有用な技芸の進歩を促進する」ために著作者に著作権を付与する権限を連邦議会に与えた。もし、他人に相談したり、他人の有益な提案を採用したりした場合、作品の唯一の所有を犠牲にしなければならないとしたら、こうした発展は促進するどころか、阻害されてしまうだろう。著作者の定義を広げすぎると、作家を孤立させ、他人の寄与を無視することを強いる結果になる。そうなれば、スパイク・リーはイスラム教への改宗をテーマにした映画を作るためにイスラム教徒の学者に相談することができなくなるし、芸術はそのせいでより貧弱なものになってしまうのである。

控訴審は、アルマホメットの寄与には独立に著作権が成立していることを認めたが、本映画をコントロールしたのはワーナー・ブラザーズとスパイク・リーであり、アルマホメットは作品に対するコントロールを行っていなかったことを理由に、アルマホメットの主張を退けた。通常、映画作品のコントロール権は映画製作者と映画監督に帰属するため、デンゼル・ワシントンのアドバイザーであるアルマホメットに作品をコントロールする権限がある訳はなく、控訴審の判断基準の下では、アルマホメットが共同著作者となる可能性はほとんどなかったと言ってよいだろう。

小説や脚本、音楽に比べ、映画は膨大な数の関係者が製作に携わっている。監督やプロデューサー、主役のような主要スタッフだけでなく、アルマホメットのように、さまざまな助言や提案をするアドバイザーやコンサルタントが多数存在する。このような者までが共同著作者の地位に立てるとすれば、映画製作者は投資の回収が著しく困難になり、ビジネスが成立しなくなるおそれがある。結果として、現行の映画産業のビジネス・モデルは根底から覆されることになるだろう。控訴審の結論は妥当である。

控訴審は、「作品に対するコントロール」の有無という判断基準を、「学術および有用な技芸の進歩を促進する」という連邦憲法の特許・著作権条項を用いて正当化しようとしているが、適切な説示と思われる。控訴審判決の判断基準を取らなかった場合、多くの小説家や脚本家、映画監督は他の人からアドバイスや提案を受けることを躊躇するだろう。そして、どうしても協力を得たい主たる創作者は、紛争を避けるために、編集者やリサーチャー、助手、アドバイザー、コンサルタント等のすべての関係者と契約を締結し、事前に権利の帰属について取り決めておかなければならなくなる。これでは煩雑に過ぎるし、法律に詳しくない当事者が契約を締結するのは、弁護士が介在しない限り、かなりの時間と労力を強いられる。結果として、共同の創作活動に萎縮効果が生じるため、控訴審が指摘するとおり、著作権法の目的に反することになる。

ただし、作品に対するコントロールは絶対的なものである必要はない。映画製作には、映画監督やプロデューサーの他に、美術監督、特殊撮影監督、録音

監督などのように作品の製作に一定のコントロールを行うスタッフが存在する。映画監督が最終的な作品の創造性 (creativity) に全責任を持つとしても、各部門の責任者であるこれらのスタッフのコントロールなしでは、映画は完成しない。したがって、特別な取決めがない限り、彼らは共同著作者として認められるべきである。

ところで前章で説明したとおり、アイデアの提供者は共同著作者になれるのかという問題が議論されている。通説・判例は、Goldstein 教授の否定説を支持していたが、第7サーキットの Posner 判事がついに Nimmer 教授の肯定説を採用するに至る。まずは、この訴訟を詳しく見てみよう。

Gaiman v. McFarlane, 360 F.3d 644 (7th Cir. 2004)

【事案の概要】

Todd McFarlane はストーリーを考え、自ら作画した「Spawn」というコミック・ブック・シリーズの出版を開始した。しかし、ストーリーに対する評判が悪かったため、McFarlane は4人の一流作家の助けを借りることにした。その一人である Neil Gaiman は、第9巻のストーリーを担当し、その中で新たに3人のキャラクター (Medieval Spawn, Angela, Cogliostro) を登場させた。McFarlane は Gaiman の執筆したストーリーに基づき、これらのキャラクターを作画した。この作品は大ヒットしたが、その後、両者の間でキャラクターの権利関係とその報酬について争いが生じ、Gaiman は McFarlane に対して、3人のキャラクターの共同著作者であることの確認判決を求めて、ウィスコンシン州西部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。一審では Gaiman の主張が認められたため、McFarlane が控訴。第7巡回区連邦控訴裁判所は以下のように判示して、McFarlane の控訴を棄却した。

【判旨】

複数人がコミック・ブックや映画のような複合メディアと一緒にキャラクターを作ろうと試み、著作物性があるキャラクターの創作に成功したとしよ

う。その場合、彼らの共同労働の結果が著作権の要件であるオリジナリティーと創作性を満たすものであっても、誰も著作権を主張できないというのは奇妙なことである。これは、玉ねぎの皮をむき続けると何も残らないことと同じである。各人の寄与が著作物でなければならないという判決は、作品を作成する特別な創作プロセスの性質のせいで、各人の寄与が独立した著作物となることができないというケースがあるということを考えていない。

コミック・ブックのコンテンツは、典型的には4人の芸術家、具体的には作家、下絵を描くペンシラー（本件では McFarlane）、ペンを入れるインカー（本件では McFarlane）、彩色を行うカラーリストの共同著作物となる。しかし、完成品は著作物性があるが、4人の寄与のどれも著作物性が認められないというケースを想定することができるだろう。ペンシラーやインカー、カラーリストの単独の寄与だけでは、作家が提供した（著作物とはなり得ない）単なる平凡なキャラクターに著作物性を与えることはできないが、彼らの結合した寄与によって完成したキャラクターが著作物性を獲得するということがあるのである。

長年にわたり、少数説とされてきた Nimmer アプローチも、ついに Posner 判事によって採用されるに至った。Goldstein 教授が提唱する通説は、著作権法の基本原理であるアイデアと表現の二分法に反することを理由に、Nimmer アプローチを否定してきた。しかし、本事案のように、各人の寄与だけを見ると、それ自体では著作物として認められないものでも、これらを統合すると一つの著作物が完成するというケースにおいては、Goldstein アプローチは有効に機能しない。

Posner 判事は、同じ第7サーキットの *Erickson* 判決⁽²⁷⁾を覆すことを嫌ったためか、判決の射程を複合メディア作品（mixed media works）に限定している。確かに、コミック・ブックのキャラクターや映画、サウンド・レコーディ

(27) *Erickson v. Trinity Theatre*, 13 F.3d 1061 (7th Cir. 1994).

ング、コンピュータ・プログラムなどの複合メディア作品では、Gaiman と McFarlane のような協力関係の下で、作品が完成するケースは少なくない。しかし、これは小説や音楽、絵画、彫刻などでも起こりうるものであり、事実、Posner 判事は判決文中で、学術的な論文を Nimmer アプローチの適用すべき具体例として挙げている。したがって、今後、本判決の射程が一般の著作物に広がる可能性は高い⁽²⁸⁾。

Posner 判事が Nimmer アプローチを採用したのは、共同努力 (collaborative effort) を促進し、より多くの人に共同著作者の地位を付与したいためであると指摘されている⁽²⁹⁾。共同著作者が増えれば、各人の権利行使により、それだけ共同著作物が世に広まる機会が多くなる。一方、Goldstein アプローチでは、アイデアの提供者は著作者の地位を獲得できないため、契約によって権利の移転やライセンスを受けない限り、作品を世に広める役割を担うことはできない。アイデアの提供者に共有著作権を付与することで、より多くの作品が生まれ、より多くの人々が作品を享受できることに、大きな意義を見出しているのである。

そもそも、アイデアと表現の二分法は、共同著作物の創作過程で提供したアイデア自体は著作権の対象とはならないことを意味するだけであって、アイデアの寄与を受けて完成した著作物の権利を誰に帰属させるかは別の問題のはずである。加えて、アイデアと表現の二分法といっても、実際にはアイデアと表現の間に明確な境界線を引くことは難しく、裁判所でも判断に迷うものが多い。このような法的判断の困難な問題であるにもかかわらず、アイデアの提供者の保護は契約に委ねればよいという通説は、いささか説得力に欠ける見解のように思われる。

さらに、アイデアの提供者が契約によって著作権を共有できるとしても、

(28) フランスでは、ルノワールが考え出し、彼の指揮と監督の下で、ギノが制作した彫刻は、二人の共同著作物であるという判決が下されている。クロード・コロンベ著・宮澤溥明訳『著作権と隣接権』(第一書房・1990年) 82頁。

(29) Teresa Huang, *Gaiman v. McFarlane: The Right Step in Determining Joint Authorship for Copyrighted Material*, 20 BERKELEY TECH. L.J. 673, 697 (2005).

共同著作者としての地位を獲得するものではないので、著作者（または終了権の法定相続人）から終了権を行使される可能性がある⁽³⁰⁾。すなわち、アイデアの提供者は、契約締結（権利付与）の一定期間後に著作者または終了権の承継人に終了権を行使され、著作権を手放さなくてはならなくなるおそれがある。

また、共同著作者として認められると、著作権保護期間が変わる可能性がある。前述したように、共同著作物の著作権保護期間は、共同著作者の内、最終死亡者の死後70年までとなっている。したがって、単独の著作物と共同著作物では、後者の方が保護期間が長くなる可能性が高い。共有者が増えれば増えるほど、保護期間が長くなる確率が高くなる。このように、共同著作者として権利を共有することと、著作者と契約して権利を共有することは、法律効果が異なることに留意しなければならない。

Gaiman 判決の2年後、第4サーキットの Gregory 判事が反対意見ではあるが、*Brown v. Flowers* で Nimmer アプローチの支持を表明した⁽³¹⁾。アイデアの提供者の寄与度が大きく、アイデアを創作的表現に具現化した者の寄与度が小さい場合、当事者の公平性を確保するために、Nimmer アプローチを採用する裁判所が現われるのではないだろうか。他のサーキットが第7サーキットを追随するか、あるいは Goldstein アプローチを維持するか、その動向が大いに注目されているが、今後は合理的な結論を導くことができる Nimmer アプローチ

(30) アメリカ著作権法には終了権という制度が規定されている。この制度の下では、著作者が第三者に対して著作権を譲渡したり、ライセンスを付与したりしても、35年が経過すれば、著作者が契約相手に対して終了権を行使することできるため、権利行使により、著作権は著作者に戻ってくる。終了権制度については、安藤和宏「アメリカ著作権法における終了権制度の一考察—著作者に契約のチャンスは2度必要か—」早稲田法学会誌58巻2号（2008年）43頁を参照のこと。なお、終了権制度の法目的は、著作者やその家族に著作物の価値に見合う正当な報酬を受け取る2回目の機会を与えるというものである。一般的に、著作者は交渉力が弱いと、経済的に不利な条件で契約を締結することが多い。また、作品の価値は市場が決定するため、作品が市場に出る前にその価値を判断することは不可能である。連邦議会は、このような著作物の実際の価値よりも低い報酬しか受け取ることができない著作者を保護すべきであると考え、著作者に終了権という強力な権利を与えた。いわば温情主義的観点から、著作権法に終了権という権利を創設したのである。

(31) *Brown v. Flowers*, 196 Fed.Appx. 178, 189-190 (4th Cir. 2006).

の支持が広がるのではないかと予想される。

IV. 日本法への若干の示唆

1. 共有著作権に関する日本法の規律

前述したとおり、アメリカでは複数の者に著作権が共有されている場合、各人は他の共有者の承諾を得ずに、著作物を自己利用したり、非独占的ライセンスをすることができる。一方、日本法は「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」(著作権法65条2項)と規定しており、独占的ライセンスはもちろんのこと、各人が著作物を自己利用したり、第三者に非独占的ライセンスをする場合でも、共有者全員の合意を得なければならないとしている⁽³²⁾。

著作権法65条2項の趣旨としては、共有者の連帯性⁽³³⁾・一体性の確保や文化的所産の一体的利用の必要性が起草担当者による解説を中心に挙げられている⁽³⁴⁾。ただし、共有者の恣意的な判断によって著作(財産)権の行使ができなくなることを防止するために、各共有者は正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができないとしている(著作権法65条3項)。さらに、著作権法は、共同著作者のうちから著作権を代表して行使する者を定めることができるとしている(著作権法65条4項による64条3項の準用)。代表者が定めてあれば、当然に共有者全員の合意があったものとして、その代表者が著作権の行使をすることができる。これは、合意形成の手続を省略することによって、著作

(32) 日本法では、共同著作物の場合、著作人人格権の行使は共同著作者全員の合意によらなければならないが(著作権法64条1項)、各著作者は信義に反して合意の成立を妨げることができない(著作権法64条2項)。ここでいう著作人人格権の行使とは、著作人名の表示を変えたり、未公表作品を公表したり、著作物の内容を変更する等の行為をいう。また、起草担当者によると、「信義に反して」とは、嫌がらせて反対するとか、自分の印税の取り分が少ないから持分を増やしてくれなければ著作人人格権の問題でクレームをつけるといった、著作物の共同創作に際して成立しているはずの著作者間の約束事・倫理観念に反することを意味するとしている。加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター・2013年)456頁。

(33) 文化審議会著作権分科会報告書(2007年1月)。

(34) 加戸・前掲書(32)458頁。

物の円滑な利用を促進する趣旨の規定であるといえよう。

このように日本法はアメリカ法と異なり、著作物の円滑な利用に一定の配慮を払いつつ、共有者全員の合意がない場合は、著作権の行使ができないことを原則としている。しかしながら、現在においては、著作物の創作を通じて人的に信頼関係を形成しなくても、権利を共有する場面が増加しているため、この規定を当てはめることで不都合の生じる場面が増えてきているという指摘がなされている⁽³⁵⁾。つまり、共有者の人的関係が希薄なケースでは、ほかの共有者から権利行使の同意を得ることが難しいため、著作物の円滑な利用に支障が生じているのではないかという懸念が表明されているのである。

確かにネットワーク化・デジタル化時代においては、面識がない者同士がコンピュータやインターネットを使って、共同で著作物を創作することが頻繁に行われている。すでに音楽やコンピュータ・プログラムの世界では、海外のクリエイターとインターネットを通じて、共同で創作活動を行うことが当たり前になりつつある。このような場合は、共同著作者間の人的関係は希薄であるケースが少なくないだろう。

さらに、創作時には著作者間の人的関係が密接であったとしても、その後、仲違いが起り、その後、絶縁するといったケースは枚挙に暇がない。数多くの偉大なロックバンドが次々に解散し、その後、お互いを中傷するのを見ていると、友好的人間関係を長く継続することがいかに難しいかが分かる。このようなケースでは、共有者が権利行使に関する協議の場を作ることさえ困難であり、その結果、著作物の円滑な利用が妨げられることになる。共有者の合意を前提とする日本法の規定は、性善説に立っているように思えるが、残念ながら共同著作者の関係に限っていえば、その前提は正しくない。

また、相続や譲渡によって生じた著作権の共有の場合は、そもそも人的関係が希薄なため、権利行使に際して、共有者全員の同意を得ることが難しく、共有者間で紛争が生じやすいと思われる。

(35) 村上・前掲書(12)765頁。

〈表〉日本法とアメリカ法の比較

権利行使の態様	日本法	アメリカ法
自己利用	全員の合意が必要（正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない）	自由
非独占的ライセンス	全員の合意が必要（正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない）	自由
各自の持分の譲渡	全員の合意が必要（正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない）	自由
独占的ライセンス	全員の合意が必要（正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない）	全員の合意が必要
全員の持分の譲渡	全員の合意が必要（正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない）	全員の合意が必要
著作者人格権の行使	全員の合意が必要（信義に反して、合意を妨げることができない）	規定なし ⁽³⁶⁾

2. 「正当な理由」に関する判例と学説

前述のとおり、日本法は嫌がらせや仲違いによる反対を想定して、65条3項で正当な理由がない場合は、合意の成立を妨げることができないとしている。しかしながら、条文の「正当な理由」という文言は抽象的であり、その解釈をめぐってはさまざまな説が対立している。たとえば起草担当者の解説では、「許諾を与えようとする出版社の財政状態が良くないから印税支払が焦げつくおそれがある」、「許諾を与えようとする放送局との間にはトラブルがあるから紛争が解決するまで利用させたくない」、「持分の譲受人が信用のおかない人物である」等の事情を例に挙げて、「正当な理由」を限定的に解釈すべきとしている⁽³⁷⁾。

(36) アメリカでは、作品の破壊をもたらすようなライセンスの付与は単独ではできないとされているが、何がそうした破壊になるのかに関して裁判例は一致していない。

一方、「このように合意成立義務を広く認め、反対する共有者において、合意を求められている利用方法が不都合である特別な事情を具体的に主張立証しなければならないと解するときは、各共有者のうち、最初に著作物の具体的な利用方法を提案した者が有利な立場に立つ」として、「当該著作物の属する分野における著作物利用形態の実情、当該著作物の性質・内容、合意を求められている具体的な著作物の利用形態、利用の対価、期間等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべき」であり、特別な場合以外は、「共有者の一部が他の共有者に対して、共有著作権の行使についての合意を強制することはできない」として、諸事情を総合的に考慮して判断すべきとする説もある⁽³⁸⁾。

また、「共有著作物の利用に厳しい制限を課すと、結果的に著作物の利用が制限され、社会全体の情報の豊富化にマイナスの影響を与えかねない。条文上も正当な理由がない限り拒めないと規定されており、文理からも著作物の利用を促進しているように読める。正当な理由については、全ての事情を勘案して判断されるべきものであるが、要件をいたずらに厳しく解釈すべきではない」として、著作物の円滑な利用を重視する説もある⁽³⁹⁾。また、「正当な理由」の判断について、「経済的利益の有無を中心に考えることで権利の円滑化を図ることができる」として、「経済的利益があれば、反対者の『正当な理由』を認め」ないとする説も提示されている⁽⁴⁰⁾。

(37) 加戸・前掲書(32)461頁。

(38) 三村量一「共同著作物」牧野利秋・飯村敏明編『裁判実務体系27・知的財産関係訴訟法』（青林書院・1997年）272-273頁。島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』（有斐閣・2009年）242頁は「こちらの見解の方が、合意の成立をめぐる共有者全体の利益状況をより公平・客観的に考慮することができるため、妥当であるといえよう」と評価している。

(39) 中山信弘『著作権法』（有斐閣・2007年）195頁。

(40) 村上・前掲書(12)777頁。また、楢山敬士「共有著作権、著作物人格権の行使」高林龍ほか編『知的財産法の実務的発展』（日本評論社・2012年）316頁は、著作権を「行使する／しないのレベルでいえば、各共有者は単独で（あるいは少なくとも過半数をもって）利用できるのが本則であり、反対する共有者は正当な理由を示してはじめてその利用を阻止し得るということを求めるものである、という有効利用の観点からすれば、『行使』＝『利用』が促進されるような方向に合致するものとして望ましいと言えよう。」として「65条は財産権に関する規定であり、財産としての合理的な処理にかなう限り、正当な理由ありと解すべきである」と述べている。

裁判例では、東京地判平成12年9月28日平成11年(ワ)7209号〔戦後日本の経済50年事件〕が、「正当な理由」の判断に関する一般論を述べている。この事件では、経済学の学術書の韓国語翻訳出版の拒絶に正当な理由があるのか、という点が争われたが、裁判所は「正当な理由」について、「当該著作物の種類・性質・具体的な内容のほか、当該著作物に対する社会的需要の程度、当該著作物の作成時から現在までの間の社会状況等の変化、共同著作物の各著作者同士の関係、当該著作物を作成するに至った経緯、当該著作物の創作への各著作者の貢献度、権利行使ができないことにより一方の共有者が被る不利益の内容、権利行使により他方の共有者が不利益を被るおそれなど、口頭弁論終結時において存在する諸般の事情を比較衡量した上で、共有者の一方において権利行使ができないという不利益を被ることを考慮してもなお、共有著作権の行使を望まない他方の共有者の利益を保護すべき事情が存在すると認められるような場合に、『正当な理由』があると解するのが相当である」と判示している⁽⁴¹⁾。

著作権の行使を望む共有者とこれに反対する共有者の利益を比較衡量するという判断基準は分かりやすく、説得的であるが、結局、これはさまざまな要素を考慮した上で、裁判官がその裁量で判断するということであり、予測可能性や法的安定性の観点から問題なしとは言えないだろう。また、この判断基準には、著作権法の目的である文化の発展という観点が欠けており、他方に優越した共有者の利益を保護するために権利行使を認めなかった結果、文化の発展にとって好ましくない事態が生じるおそれがある⁽⁴²⁾。

一方、共同著作者間ではなく、著作権を相続した共有者間での紛争が訴訟に

(41) 本事件において、裁判所はこのルールを本件事案に当てはめ、執筆後から数年が経過したことで書籍の内容が陳腐化していることや、本件書籍の作成についての被告の貢献は原告の貢献を相当上回っていること、被告は経済学者として本件書籍の構成を学問的に見直す必要を感じており、過去の業績をそのままの形でもう一度世に出すことについては抵抗を感じていること、一方で、本件書籍について社会的に需要が見込まれるのかどうか不明であることや、本件書籍の増刷をしなければ原告の生活が経済的に脅かされるような事情が認められないこと、本件書籍を増刷、翻訳することが原告の学者としての業績の上で不可欠のものといえないこと、などを理由として、被告には本件書籍の増刷、韓国語への翻訳を拒む正当な理由があると判示した。大井法子「判批」コピライト477号(2001年)52頁参照。

発展した事案である大阪高判平成25年8月29日平成24年（ネ）12号〔YG性格検査事件〕では、〔戦後日本の経済50年事件〕で示された規範を適用することなく、著作権の相続人による主張（原告が出版・販売する本件各検査用紙が抱える問題、原告が権利者に無断で本件著作物を第三者に利用許諾していたか等）が「正当な理由」を基礎づける事実として十分なものであるかどうかを判断している。

YG性格検査事件の判決については、「共有著作権の相続人は、そもそも著作物の創作を行っていないのであり、共同著作者が著作物に対して有するようなこだわりを持つことは考えにく」いため、「共有者が相続人である場合には、権利行使を拒む正当理由としては、経済的要素のみを考慮要素とするのが望ましいと考える。そのように解さないと、著作物の一体的利用が妨げられ、共有に係る著作権の活用が行いにくくなるおそれがあるためである」という指摘がなされている⁽⁴³⁾。共同著作者間の紛争と、相続や譲渡により生じた著作権の共有者間との紛争とでは、「正当な理由」の判断に際して、考慮要素を変えるべきという主張は説得的であろう。

このように著作権法65条3項の「正当な理由」をめぐることは、考慮要素や合理的な解釈が定着しているとはいえ、著作権ビジネスを進める上で支障になっているのではないだろうか。また、実態は嫌がらせのための反対であっても、「ライセンス先の編集能力が低い」、「財政状況があまり良くない」、「ライセンス料が安すぎる」といったもっともらしい理由を述べて、合意の成立を防ぐことはさほど難しくないだろう。他の共有者に対して訴訟を提起すれば、共有者間の人的関係は決定的に悪化する。それでも訴訟を辞さない覚悟をもった共有者が一体どれだけいるだろうか。65条3項があらゆるケースで有効に機能

(42) 金井高志「共有著作権の権利処理に関する一考察—共同著作物と共有著作物の差異の明確化のために—」法学研究84巻12号（2011年）356頁は、共有著作権者間の利益の比較衡量の差異には、「国民の文化的所産である著作物が有効利用されるべきという一般的な利益（このような利益の有無の判断には当該著作物に対する社会的需要の有無・程度に関する事情が考えられる）を考慮」すべきであると述べている。

(43) 村上画里「判批」知財管理63巻1号（2013年）91頁。

しているとは思えない。

3. 「正当な理由」の解釈のあり方

日本法が共同著作物の権利行使について共有者全員の合意を必要としたのは、共有者間の連帯性や著作物の一体的利用の確保のためだけではなく、共有者による利用や第三者へのライセンスによって、不利益を被る共有者が現れることを防ぐためともいわれている⁽⁴⁴⁾。たとえば、出版社を経営する作家Aが漫画家Bと共同でコミック作品Xを作成したとしよう。もし共有者が自由に著作物を利用したり、第三者にライセンスできるとしたら、Aは自分の会社でコミック作品Xを発行し、大きな利益を上げることができるだろう。一方、そのような著作物の利用手段を持たないBは、コミック作品Xを第三者にライセンスして、発行してもらえない。しかし、すでに販売されている作品の発行を引き受ける出版社は皆無であろう。このケースのBのように、一方の共有者が不利益を被らないように、日本法は共有者の権利行使には全員の合意を必要としたのである。

一方、アメリカ法は、自己利用や非独占的ライセンスを行った共有者に、他の共有者に持分比率に応じて収益を分配する義務を負わせることによって、この問題を解決した。この法制度の下では、著作物の利用を促進することができるし、共同著作物の利用やライセンスから生じた収益は、持分比率に応じて、共有者間で分けられるので、公平性が確保される。上記の例でいえば、コミック作品の発行手段を持たないBは、Aが収受した収益の50%を受け取ることができる。したがって、この法制度の下では、一方の共有者が不利益を被るという結果は生じない。

このアメリカ法のアプローチを意識したと思われる説が、明治大学の金子敏哉専任講師によって主張されている。この説は、「正当な理由の内容について限定的に解し、原則として、他の共有者に持分割合に応じて利用料相当額を支

(44) 中山・前掲書(39)193頁。

払うことを条件として非排他的な利用（の許諾）をある共有者が望み合意を求める場合、他の共有者にはその合意を拒む正当な理由はない、と解すべき」というものである⁽⁴⁵⁾。この法解釈であれば、共有者間の公平性が担保された上で、著作物の利用の促進が図られることになる。「正当な理由」の法解釈としては大変優れており、傾聴に値するものであろう。

独占的ライセンスの付与に関しては、日本法・アメリカ法とも、全員の合意が必要とされているが、日本法は「正当な理由がない限り、合意の成立を防ぐことはできない」とされている。確かに、独立的ライセンスの付与は、各人の権利行使を妨げるものであり、また共有者に与える経済的影響が大きいため、理由の如何を問わず、一人でも反対者がいれば、合意は成立しないとするアメリカ法のアプローチも理解できる。しかし、著作物の利用促進を重視する本稿の立場からは、「正当な理由」がない限り、権利行使を拒否することができないとする日本法の方が優れていると考える。

著作権ビジネスを展開する上で締結されることが多い契約形態は、やはり独占的ライセンスである。他の共有者の恣意的な反対によって、独占的ライセンスによるビジネスが展開できなくなると、共有者がビジネス・チャンスを失うだけでなく、著作物が死蔵するおそれがある。したがって、独占的ライセンスのケースでも、金子説を援用して、特別な事情がない限り、共有者が他の共有者に対して、各人の持分割合に応じた利用料相当額を支払うことを条件として、合意を求める場合、他の共有者には合意を拒む「正当な理由」はないと解すべきではないだろうか⁽⁴⁶⁾。

なお、ここでいう「特別な事情」とは、共有者が自己利用を予定している分

(45) 金子敏哉「著作権の共有に関する一試論－交渉の先送りとその後の対応策」日本知財学会誌第9巻2号（2012年）20頁。

(46) ただし、金子・前掲書（45）20頁では、「ある共有者またはライセンシーが排他的な利用を行う旨の合意を65条3項によって他の共有者に義務付けることは、共有者間の質的な公平の点でも望ましくないと考えている。排他的な利用や著作物の不利用を望む共有者は、65条3項ではなく、分割請求権を行使し、自ら著作権を取得することによってその希望する排他的利用・不利用を実現すべきことになる」と述べており、非独占的利用と取扱いを異にすべきとしている。

野における独占的ライセンスであるとか、他の共有者がすでに同じ分野での独占的ライセンスの準備をある程度進めていたとか、といったものである。なお、この特別な事情については、自己利用や非独占的ライセンスにも当てはまるものである。

共作者との人間関係が悪化すれば、一緒に作成した作品の存在さえ、否定したくなる著作者も中にはいる。解散したグループやユニット、プロジェクト等の作品が解散後、急に入手が困難となり、プレミアムがつくという事態が発生するのは、共有者に過去の作品の利用に反対する者がいるからである。全員が反対するのならまだしも、一部の反対者のせいで、貴重な文化的所産が埋もれてしまうという状況が起きるのは好ましくない。65条3項の「正当な理由」を厳格に解釈することによって、著作物の利用促進を積極的に図ることを考えるべきである。

V. むすびに代えて

著作権法のあるべき姿を追求する際に、合理的な解決策が見つからない場合、当事者の契約による解決に委ねようとする主張がなされることがある。しかし、契約による解決という方策があらゆる場面で有効に機能するかは、大いに疑問である。多くのアーティストはわれわれが思う以上に、非常に繊細な神経を持っている。そのため、些細なことから長年築き上げてきた人間関係が一瞬にして崩壊することが少なくない。

著作物は文化的所産であり、法は公衆がその文化的価値を最大限享受できるように配慮しなければならない。共有者間の紛争によって貴重な文化財が埋もれてしまうのは、国民にとって大きな損失である。筆者が知る限り、共同著作物の創作後に共有者間で人的関係が悪化した例がとて多く、権利行使に関する協議がスムーズに行われているか、甚だ疑問である。共有著作権の運用の実態調査を含めて、さらなる議論の深化を期待したい。